

『光中新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン』

(2020.10.19 Ver.3.0)

※この光中のガイドラインは、柏市教育委員会のガイドラインを基に、**10/9現在の「レベル1」を想定して作成**している。今後、市のガイドラインの変更等を踏まえ、随時更新するものとする。

※すべての基本は、感染症対策を講じた上での考えとなることを忘れずに、諸活動に取り組み、生徒の活動を支援する。

※諸活動の感染症対策とは、最低でも以下のことを遵守し、それぞれの活動に合わせた対策をとる。

- 1 身体的距離の確保(活動内容に応じて、対策する)
- 2 マスクの着用(状況に応じ、外してもよい)
- 3 手洗い(状況に応じ、手指消毒)

※基本的な感染症対策(3つのポイント)

- 1 感染源を絶つ
- 2 感染経路を絶つ
- 3 抵抗力を高める

※ここに記載されていない内容については、柏市教育委員会のガイドライン(2020.10.9 Ver.3)及びこれまでの光中ガイドラインを参考にする。

令和2年10月19日

柏市立光ヶ丘中学校

- 0 登校；朝練 7：10 以降，その他 7：50 以降の登校を厳守する。
- (1) 朝練習参加者；顧問に健康観察票を提出する。検温忘れ，観察票忘れの生徒は顧問が健康観察及び測定する。外部活については，非接触型温度計は職員玄関に用意してあるものを使用する。中部活については，職員室にあるものを使用する。→ 終了後，教室で担任に再提出する。
- (2) その他；登校時，健康観察票を提出する。検温忘れ，観察票忘れの生徒は別室で，検温及び健康観察を行う。
- (3) 7：50 以降，各階担当教職員を 1～2 名配置する。

1 授業

- (1) 教室等は，可能な限り，常時，2方向の上窓+小窓やドアを同時に開けて行う。エアコン使用時でも換気を行う。
- (2) 身体的距離は，レベル 1 では，生徒の間隔は 1 m を目安に確保すると柏市ガイドラインではなっている。また，教職員もマスク等を着用し，生徒からおおむね 1～2 m を可能な限り確保するとされているので，生徒同士，教職員と生徒の近づきすぎには注意する。
- (3) 手洗い，手指消毒などの感染症対策を行った上で実施する。
- ※上記(1)～(3)を行った上で下記①～③の授業を実施する。

①各教科に共通

- ・個人の教材教具を使用し，生徒同士の物の貸し借りはしない。
- ・器具や用具を共用で使用する場合，使用前後の消毒や手洗いを徹底する。

②感染症対策を講じてもなお，感染リスクが高い学習活動について

- ・「長時間，近距離で対面形式となるグループワーク及び近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・音楽における「室内で生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ・家庭における「生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・体育における「生徒が密集する運動」及び「近距離で組み合ったり，接触したりする運動」

※合唱練習の実施例①前後 2 m 以上，左右 1 m 以上の身体的距離を確保②向き合わない③一つの場所での人数を制限④連続した練習は 30 分以内とし，5 分以上の換気を行う等の対策を徹底する。また，マスク着用を推奨する。(一般社団法人全日本合唱連盟 学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドラインより)

- ③他の教科活動(理科の実験, 技術, 美術の制作及び製作等)においては, 上記教科に準じる。

2 清掃活動

- (1) 教職員の指導の下, 十分な換気やマスク着用等の感染症対策を講じた上で実施する。
- (2) 清掃後は, **石けんによる手洗い**を十分に行う。
- (3) トイレ清掃(便器含む), 流し清掃, 床の雑巾がけ等も実施するが, 消毒に関しては, 別記のとおりとする。

3 給食

- (1) 衛生管理を徹底した上で, 通常の給食を提供する。(栄養士, 調理員)
- (2) **給食前に石けんによる手洗いを徹底し, 手洗い場が密集しない**ように注意する。
- (3) 給食の盛り付けは, 給食当番及び教職員が行い, 健康状態の把握と衛生的な服装(給食義, 帽子の着用)をする。
- (4) おかわりは給食当番や教職員が行う。
- (5) 配膳はセルフ方式とし, 自分のを準備する。
- (6) 配膳台, 机の消毒作業は行わなくてもよい。
- (7) ランチョンマットを継続して使用する。
- (8) 対面での食事は行わない。
- (9) フェイスシールドは使用しなくてもよい。

4 学校, 学年活動

- (1) 全校単位での集会等は実施しない。(Teamsの積極的な活用)
- (2) 学年単位の集会活動は, 換気, 身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で実施する。場所としては, 校庭, 体育館を想定し, 武道場以下の広さの場所は不可とする。前後左右の間隔をできるだけ1m以上あけるように配慮する。できれば, いす持参で実施する。

5 学級活動

- (1) 授業に準じ, 換気, 身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で実施する。

6 班活動

- (1) 授業，学年活動等に準じ，換気，身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で実施する。

7 光中タイム

- (1) 通常活動以外に，教室等を移動して学年活動等を行う場合，授業，学年活動等に準じ，換気，身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で実施する。

8 休み時間・昼休み

- (1) 教室等の窓を大きく開放し，十分な換気を行う。
- (2) 流しやトイレに生徒が密集しないよう，導線を引く。また，トイレの換気を十分に行う。
- (3) 昼休みは通常通りの20分とし，手洗いの時間を確保して早めに切り上げさせる。
- (4) 使用前後の消毒，手洗いなどの感染症対策を徹底し，ボール等の使用を可とする。

9 帰りの会

- (1) 5分カットを継続し，15分の活動とする。

10 部活動

- (1) 感染症対策を行った上で，通常の活動を行う。
- (2) 平日；朝，7：20～7：50，放課後，完全下校まで，休日；4時間とし，その他，部活動ガイドラインに沿って活動とする。

11 下校

- (1) 部活動終了から完全下校まで20分とり，下校前の手洗いを徹底する。
- (2) 完全下校時刻とするので，時差下校は行わない。他部活等の生徒を待たず，できるだけ集団にならないよう下校する。

12 日常的な消毒

- (1) 通常の清掃の中でポイントを絞って消毒の効果を取り入れ，清掃活動の一環として，有効性が認められた家庭用洗剤を用いて，生徒が行っても差し支えないこととする。

- (2) 消毒する箇所は、大勢がよく手を触れるところ(ドアノブ、手すり、スイッチなど)を1日1回、水拭きした後、消毒する。
- (3) 床、机、いす、トイレ、洗面所は、通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業は必要ない。
- (4) 器具、用具や清掃道具等の共用物は、使用の都度消毒するのではなく、使用前後に手洗いを行うよう徹底する。
- (5) 授業を含め、配布物は、手指消毒を徹底し、代表生徒に配布させてもよい。

13 保健室の利用について

- (1) 保健室は体調不良者を優先とし、けがの処置は職員室で行う。
- (2) 来室者を制限し(付き添い等)、異学年及び大勢の接触機会を減らす。

14 図書室の利用について

- (1) 利用の前後の手洗いを徹底する。
- (2) 学校図書館指導員と協議しながら、来室者制限等の利用方法を工夫し、生徒の密集等が生じないように注意する。
- (3) 換気や生徒が手をよく触れる場所の消毒等、基本的な感染症対策を講じる。

15 マスクの着用について

- (1) 学校での教育活動において、身体的距離がとれない時はマスクを着用する。ただし、十分な身体的距離が確保できるときは、マスクの必要はない。
- (2) 暑さ等で息苦しいと感じた時は、マスクを外したり、一時的に片耳にかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるようにする。
- (3) 体育の授業においては、マスクの着用は必要ない。ただし、体育の授業における感染リスクを避けるため、身体的距離を十分に確保する等の対策を徹底する。